# 美作市水道施設維持管理業務委託

# プロポーザル実施要領

令和８年１１月

美作市都市整備部上下水道課

美作市は、安心・安全な水道水の安定的供給を維持するため、美作市水道施設維持管理業務委託（以下「業務」という。）を実施する。この実施要領は、当該委託業務の受託を行うことができる能力を有する民間事業者のうち、当該業務を遂行するうえで必要な技術と信頼性、従業員の技術レベル、企業姿勢、危機管理、経済性、当該業務推進に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、当該業務を委託するため、必要な事項を以下に定めるものである。

**１．契約者**　　美作市水道事業

美作市長 萩 原　誠 司

**２．担当課および契約条項を示す場所**

〒７０７－８５０１
岡山県美作市美来１番地
都市整備部 上下水道課
ＴＥＬ ０８６８－７２－２６６１
ＦＡＸ ０８６８－７２－２６４２

**３．プロポーザルに付する事項**

（１）業務名　　美作市水道施設維持管理業務委託

（２）業務場所　　岡山県美作市楢原下１６０－１ 美作浄水場および管内施設

（３）業務概要

ア　遠方監視システムによる監視、運転操作業務
イ　水道施設の巡視、設備点検、運転操作および故障発見時の処置
ウ　取水設備、浄水設備の管理清掃および保守点検
エ　水道施設の緊急時（停電、災害、異常降雨時等）の応急処置
オ　加圧ポンプ設備、水質監視機器、電気計装機器および設備機器の保守点検
カ　浄水処理工程の水質確認、凝集剤注入量等確認する水質監視業務
キ 水道施設で使用する薬品類の管理および補充
ク その他上記に係わる関連指示事項
ケ　簡易な修理及び小修繕業務

（４）業務期間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
（複数年契約）

（５）見積限度額　　４４８，１００，０００円（消費税抜き）

## ４．参加に必要な条件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

（３）　公告の日から受託候補者決定までの間、美作市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（４）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更正または再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（５）　美作市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条に規定する暴力団又は暴力団 員等に該当しない者であること。

（６）　単体企業であること。

（７）　岡山県、兵庫県、鳥取県内において、過去１０年間に６箇所以上の浄水場を一括した運転管理業務を継続して３年以上の期間にわたって元請として請け負った実績を有するもの。

※ただし、６箇所以上の浄水場には、急速ろ過方式、膜ろ過方式、緩速ろ過方式の浄水場を含むものとする。

（８）　岡山県内に本業務を契約締結できる本店、支店、営業所等を有すること。

（９）　次に掲げる従事者を、直接雇用し専任で配置できること。

ア　総括責任者（次の全てを満たすこと）。

・受託水道業務技術管理者の資格を有すること。

・水道浄水施設管理技士２級以上の資格を有すること。

・急速ろ過方式、膜ろ過方式、緩速ろ過方式の浄水場を一括した水道施設の運転管理業務の実務経験を５年以上有すること。

・浄水場の運転管理業務において、総括責任者又は副総括責任者での経験が１年以上あること（履行中の実績でも可能とする）。

・公示日以前より３ヶ月以上自社と直接的且つ恒常的に雇用関係があるもの。

イ　副総括責任者（次の全てを満たすこと）。

・水道浄水施設管理技士３級以上の資格を有すること。

・急速ろ過方式、膜ろ過方式、緩速ろ過方式の浄水場を一括した水道施設の運転管理業務の実務経験を３年以上有すること。

・公示日以前より３ヶ月以上自社と直接的且つ恒常的に雇用関係があるもの。

ウ　主任従事者（次の全てを満たすこと）。

・水道浄水施設管理技士３級以上の資格を有すること。

・資格取得後において、水道施設の運転管理業務の実務経験を１年以上有し、且つ公示日以前より３ヶ月以上自社と直接的且つ恒常的に雇用関係があるもの。

エ　前記ア・イ・ウの従事者を含む配置予定従事者に必要な資格

・特定化学物質等作業主任者

・酸素欠乏危険作業主任者

・第２種電気工事士資格保有者

（１０）ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の認証取得

（１１）資本金が３千万円以上であること。

## ５．参加申込書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり提出すること。

（１）提出期間　　令和８年１１月１０日（火）１３時から
令和８年１１月２０日（金）１２時まで

（２）提出場所　　前記２．の担当課と同じ

（３）提出方法　　持参（事前に事務局へ連絡すること）

（４）提出部数　　各１部（添付書類含む）

## ６．参加申込書等の作成

（１）参加申込書（様式１）

（２）運転管理業務実績表（様式２）

前記４．（７）掲げる資格があることが判断できる契約実績を記載すること。また、記載した業務に係る契約書および業務内容がわかる書類（仕様書等）の写しを添付すること。

（３）予定する総括責任者・副総括責任者・主任従事者の経歴書（様式３、４、５）、前記４．（９）エに掲げる資格を上記３人以外が保有する場合の経歴書（様式６）、資格及び実務経験を有することが判断できる経歴、資格（資格者証等）および直接雇用が確認できる書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）を添付すること。

（４）ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の認証を取得していることを示す書面の写し

（５）会社概要（本店・支店・営業所の位置、事業内容、資本金が確認できる登記簿謄本およびパンフレット等）

## ７．施設見学会および資料閲覧

参加申込書を提出した業者を対象とした施設見学会および資料の閲覧を次のとおり実施する。

（１）日時　　令和８年１１月２４日（火）から（詳細については別途通知する）

（２）場所　　前記２．の担当課と同じ

（３）施設見学会に参加しない業者はプロポーザルへの参加はできない。また、施設見学会の参加人数は１者、５名までとする。

※見学での移動については車とし各自で用意するとともに施設見学会での質疑は一切受け付けないものとする。

（４）資料の閲覧

下記の資料を閲覧することができる。また、閲覧資料のコピー・スキャナー・デジタルカメラ等による複写、および持出しは一切禁止する。

ア　水道施設管内図

イ　浄水場（６箇所）運転管理マニュアル

## ８．質問および回答

関係資料およびその他に関する質問がある場合は、次のとおり書面（書式は任意）により持参して提出すること。なお、電話及び口頭による質問は受け付けない。

（１）提出期間　令和８年１１月２６日（木）から令和８年１１月３０日（月）までの９時から１７時まで

（２）提出場所　前記の２．と同じ

（３）回答方法　質問に対する回答は、令和８年１２月３日（木）１７時までに、美作市ホームページに掲載する。

## ９．参加資格の確認結果の通知

（１）結果の通知　　令和８年１２月４日（金）電送（ファックス）により通知し後日郵送する。

※提出された参加申込書等については返却しない。

## １０．参加の辞退

参加申込者は、参加を辞退する場合は速やかに書面（任意様式）により、その旨を前記２．に提出すること。

## １１．参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア　公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた場合は、その理由について次のとおり書面により説明を求めることができる。

・提出日時　　令和８年１２月８日（火）９時から１２時まで

・提出方法　　書面（様式は任意）を持参すること。

・提出場所　　前記２．の担当課と同じ

イ　説明を求められた場合は、次のとおり書面にて回答する。

・回答日時　　令和８年１２月１１日（金）９時から１２時まで

・回答場所　　前記２．の担当課に来庁すること

**１２．業務提案書の提出**

プロポーザルの参加資格があると認められた者は、下記のとおり業務提案書を持参により提出すること。

（１）提出期間　令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月２３日（水）までの
９時から１７時まで

（２）提出場所　前記の２．と同じ

（３）提出部数　業務提案書　２　部（内、正１部、副１部）
技術提案書　１１部（社名等を判断できるものは記載しない事）
提案見積書及び内訳書 製本１部 様式－７（封かんすること）

**１３．業務提案書の作成**

（１）技術提案書

（２）会社概要

本店・支店・営業所の所在地、事業内容、資本金が確認できるもの

（３）財務状況

直近２ヶ年の貸借対照表および損益計算書

（４）職員の状況水道関係従業員の総数が記載されていること

全社員の水道運転管理業務関連資格者数一覧表

（５）ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の登録証の写し

（６）営業経歴

「４.参加に必要な条件」の（７）のうち請負実績について、要件を満たす請負実績をすべて記載すること。

なお、委託元の水道事業者名、浄水場名、浄水場の日量浄水能力、受託業務内容及び請負期間を記載すること。

（７）技術者の配置

「４.参加に必要な条件」の（９）ア・イ・ウ・エに掲げる資格があることが判断できる経歴、資格（資格者証等）および直接雇用が確認できる書類（健康保険証等）を添付すること。

**１４．技術提案書の内容等**

（１）技術提案書の内容

ア　業務に関する提案

・本業務遂行の組織及び実施体制

資格、実務経験数を記載した配置表。

・運転管理項目及び設備保守点検業務についての理解度

・水道施設に対する理解度について

イ　水質管理業務に関する提案

・水質管理の考え方、水質検査結果に対する助言・調査・対策について

ウ 危機管理に関する提案

・災害時のバックアップ体制、断水事故等における応急給水活動に対する協力

エ その他独自提案

・本業務を遂行する上で自社の独自提案

オ その他

・上下水道課職員に対する技術継承に関する提案

（2）技術提案書の様式

ア　用紙サイズはＡ４縦、横書き左綴じとする。図表等を使用する場合はＡ３を使用できるものとし、その場合はＡ４（フラットファイル色自由）に折り綴じること。

イ　技術提案書様式は指定しない。文字は１０．５ポイント以上とする。ただし各項目に２枚までとする。

（3）その他

ア 技術提案書等提出にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

イ 提出期限以降における技術提案書等の差替え、再提出は認めない。また、記載した配置予定技術者は、病気等極めて特殊な場合を除き、変更することは出来ない。

（4）提案見積書（様式７）

提案見積書に記載する提案見積金額は、本件業務に要する５年間の総額（消費税抜き）とし、内訳書を添付し提出すること。また、提案見積金額は「３.プロポーザルに付する事項」「（５）見積限度額」に定める範囲内とする。

## １５．プロポーザルの審査及び審査方法

（1）審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査（以下「審査」という。）及び受託候補者を選定するため、美作市水道施設維持管理業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

（2）審査方法

審査の評価方法は、別に定める美作市水道施設維持管理業務委託プロポーザル評価基準（別紙 1）（以下、「評価基準」という。）に基づき、参加申込者の業務提案の内容と、提案見積金額の各項目について、審査委員会の各委員の評価点数によって行うものとする。 なお、評価基準のうち配置予定従事者に関する事項は、実務経験により加点することとする。

（3）審査（受託候補者の決定）

業務提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準合計点が最も高い参加申込者を受託候補者として選定する。なお、評価基準合計点が最も高い参加申込者が複数ある場合は提案見積金額が低い参加申込者を受託候補者として選定する。ただし、評価基準のうち技術提案に関する事項について、評価得点が６割に満たない場合は、受託候補者としない。

## １６．プレゼンテーション実施について

提出された技術提案書についてプレゼンテーションを実施し、提案の内容についての説明を行うものとする。（プレゼンテーション用の資料、パワーポイント等使用は可とする。また必要機材等は各自で用意すること。）

ただし、業務提案書の資料の追加、差替え、記載内容と異なる資料等は認めないものとする。

（1）日時・場所については、令和９年１月上旬から１月中旬（別途通知する。）

（2）プレゼンテーションは４０分程度（説明２０分、質疑応答２０分）とする。

（3）参加人員については５名程度とし配置を予定する業務総括責任者は必ず参加するものとし、出席者届（様式８）により前記２へ提出する。

（4）受託候補者決定の通知については、令和９年１月中旬から１月下旬に電送（ファックス）により通知し後日郵送する。

（5）審査結果については美作市ホームページ上で公表する。

## １７．契約等

（1）契約

・審査結果に基づき選定された受託候補者と委託内容の協議および調整（以下、「協議等」という）を行いこの協議等が整ったときは随意契約により契約を締結する。

協議等が整わなかったときまたは、受託候補者に事故等があり、契約できなくなったときは、審査により順位がつけられた上位の者から順に本業務に係る契約の相手方となる候補者として同様に協議等を行う。その他、本業務に係る契約手続きは美作市契約規則（平成 26 年美作市規則第 33 号）（以下、「契約規則」という）に基づき行う。

（２）支払い条件

・本業務委託については、債務負担行為（５年間）により年度を超えた契約であるため、支払い条件は契約規則によるほか、契約時に協議し定める。

・本業務委託については、美作市指定管理者制度運用手引きの規定により、スライド条項（賃金又は、物価の変動に基づく委託費の変更）を適用する。

## １８．その他留意事項

・プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の負担とする。

・本業務の参加者が１者の場合においても契約は成立するものとする。

スケジュール

| | |
|---|---|
| 公 示 | 令和８年１１月１０日（火） |
| 参加申込書提出期限 | 令和８年１１月２０日（金） |
| 施設見学および資料閲覧 | 令和８年１１月２４日（火）から |
| 質疑提出期限 | 令和８年１１月３０日（月） |
| 質疑回答日 | 令和８年１２月　３日（木） |
| 参加資格確認通知 | 令和８年１２月　４日（金） |
| 業務提案書類提出期限 | 令和８年１２月２３日（水） |
| プレゼンテーション実施日 | 令和９年　１月上旬から　１月中旬 |
| 受託候補者決定の通知 | 令和９年　１月中旬から　１月下旬 |
| 契約事務 | 令和９年　１月下旬から　２月上旬 |
| 引継ぎ業務開始 | 令和９年　２月上旬から３月下旬 |
| 業務履行期間開始 | 令和９年　４月　１日（木） |